

第三十四回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第六号

昭和三十三年二月十七日(水曜日)

午前十時二十七分開議

出席委員

委員長 中村 幸八君

理事大島 秀一君 理事小川 平二君

理事小平 久雄君 理事長谷川四郎君

理事南 好雄君 理事田中 武夫君

理事松平 忠久君 理事武藤 武雄君

岡本 茂君 鹿野 彦吉君

高橋清一郎君 田中 榮一君

中井 一夫君 中垣 國男君

渡邊 本治君 板川 正吾君

勝澤 芳雄君 小林 正美君

櫻井 奎夫君 東海林 檢君

八木 昇君 加藤 鏡造君

北條 秀一君 山下 榮二君

出席國務大臣

通商産業大臣 池田 勇人君

出席府委員

總理府事務官 藤巻 吉生君

(經濟企画庁総 合開發局長) 内田 常雄君

通商産業事務次 官 福井 政男君

(通商産業事務官 (鉱山局長)) 小岩井康朗君

通商産業監督官 (鉱山保安局長) 小山 雄二君

中小企業庁長官 委員外の出席者

總理府技術官 黒沢 俊一君

(科学技術庁資 源局長) 藤岡 大信君

通商産業技術官 (企業局工業用 水課長) 中川理一郎君

通商産業事務官 (中小企業庁振 興部金融課長)

専門員 越田 清七君

二月十七日

委員林讓治君辞任につき、その補欠として高橋清一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員高橋清一郎君辞任につき、その補欠として林讓治君が議長の指名で委員に選任された。

二月十六日

大島つむぎ業者の戦時強制転産業に対する未交付資金交付に関する請願(保岡武久君紹介)(第一九九号)

零細企業対策強化に伴う商工会法制定促進に関する請願外二件(小平久雄君紹介)(第二二三号)

同外三件(坂田道太君紹介)(第二二四号)

同外八件(高瀬傳君紹介)(第二二五号)

同(西村英一君紹介)(第二二六号)

同外四件(堀川恭平君紹介)(第二二七号)

同(山口好一君紹介)(第二二八号)

同外七件(園田直君紹介)(第二二九号)

同外七件(長谷川四郎君紹介)(第三〇一号)

同外一件(山口六郎次君紹介)(第三〇二号)

同外一件(小枝一雄君紹介)(第三〇三号)

同外二件(世耕弘一君紹介)(第四七四号)

同外二十八件(藤本捨助君紹介)(第四七五号)

ガス料金等値上げ反対に関する請願(細田義安君紹介)(第二五四号)

同(五島虎雄君紹介)(第四六九号)

日朝直接貿易実施促進に関する請願(今澄勇君紹介)(第三七七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

通商産業の基本施策に関する件

經濟総合計画に関する件

○中村委員長 これより会議を開きます。

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案及び中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、審査を進めます。

質疑を続行いたします。松平忠久君。

○松平委員 私は中小企業振興資金助成法に関連して、この際大臣に伺っておきたいと思うのですが、御承知のようによ自由化によって一番そのし寄せを受けるのは中小企業ではないか、こういうことではありませんか。そこで、中小企業の行き方としてはいろいろありま

すけれども、その一つとしては組織の強化ということと、その組織に対して特別の指導、助成ということをしなればならぬと思ひます。そこでそういう問題に関して、大臣はどういうふうにお考えになつてゐるか、今かかつておりますこの法律案は、その意味においてはは小組合というのに対して振興資金助成法を適用するというものでありますので、それは一つの方法を実現させるといふことで、大いにけっこうでありますけれども、全般的な問題として、これらの組合活動というのに対して、一体どういふふうな将来これを持つていこうとするお考えであるのか、根本的な方針というものがありますならば、この際承つておきたいと思ひます。

○池田國務大臣 貿易爲替の自由化といふことを除きまして、今の現状から申しましてわが国の中小企業はもつと育成し、もつと強固なものにしなければならぬと思ひます。従来、まず金融の面から始めましてだんだんそれが組織の面になつてきております。何と申しましても、やはり弱い人は相提携していくことが一番いいことであることは、万人の認めるところであります。技術の指導、またいろいろな税制その他の面につきましてもできるだけ手を伸ばしていき、今回御審議願うことに予定しております商工会法案もその意味でありまして、一人立ちのしにくい人は、力を合せてやつていくことが一番だと考えております。

○松平委員 その意味において、この問題になつておりますところの小組合といふものについて私は意見を述べると同時に、大臣に一つ猛省を促さなければならぬと思ひますが、この小組合といふもののできたゆゑんといふものは、御存じのように議員提案でできたわけでありまして、当時与野党で一致しまして、こういう組合を作つて、零細企業者の組織団結をはかつていく必要がある、そのためには相当の優遇措置も講じていかなければならぬ、といういふことになつてゐるわけでありまして、従来政府の考え方の中には二つあるように思ひます。大蔵省の考え方と、通産省としての考え方があります。今日小組合といふものは、当局の説明によりますと、十しかできていないといふわけでありまして、このことに関して大蔵省側は、小組合といふものができたならば、一つ優遇措置を講じてやろう、という考えを持つておる。ところが優遇措置といふものを講じなければ、遅々として、小組合なんてそういうめんどうくさいものを作らない、という考え方になつてゐるわけでありまして。

ところが当時の、議員提案といつしましたわれわれの趣旨は、中小企業等協同組合法の第二十三条の三にありまして、組合員に対して特別の優遇措置を講ずるのだ、こういう措置を政府はしなければならぬといつて、義務規定になつておるわけなんだけれども、政府部内に今申しましたような二つの

意見があつて、小組合というものができなければそういうものをやらないのだ、こういう大蔵省側の考え方によって、今日税制上の優遇措置というものはほとんど講じられておられない。従つてうまみがないから、今日三年たつておつても組合というものはたつた十しかできない。せつかくわれわれが零細企業者の一つの仕事としてやつたところのこういう小組合の実態というものが、今のような状態であるという事は、まことに立法の趣旨に合わないと思つておられます。

そこで、これは大蔵省に聞かなくちゃならぬ問題であるけれども、しかし適産省の考え方として、やはりあの法律の趣旨に合うような税制上並びに金融上の特別の優遇措置というものを講じていかなければならないと思つておられます。それは一体どういふふうに考へておられるわけですか。現在金融上の措置は若干講じてあります。

しかし税制上は何らの特典もない、こういうわけでありまして、その点をお伺いしたいと思います。

○池田内務大臣 中小企業、ことに零細企業に對しての税制上の措置は、この小組合というもののあつたしにかかわらず、従来ある程度達成されておるのであります。しこして、この小組合ができましたから、そういう税制上、金融上、特別の措置をするとなつておりますが、御案内の通り、今税制に關して根本的に検討せられておる途中でございます。ことに今年、そういう關係で税制上の措置は原則としてとらぬ、もつぱら税制調査会の答申を待つてやるといふことに相なつておりますので、税制調査会の答

申が出来ます場合、また出ましてからでも、税制改正の措置がとられる場合におきましては、十分御趣旨の点を実現できるように努力していきたいと思つておられます。

○松平委員 税制調査会ではいろいろ審議しておられるというわけでありまして、この問題について、今まで事務当局なり何なりは大蔵省とよく折衝したことがあるのかどうか。今後大臣はどのようにこれを實現化していこうという決意を持っておられるか、決意のほども合わせて伺いたいと思つておられます。

○池田内務大臣 特に小組合等についてどういふ問題でござんたか、私は、一般の零細企業者に対しての金融、これは今でもある程度できておるが、税制上においてどうするかといふことにつきては、十分検討の上、小組合のみならず、他の一般零細企業に對しましても相当の手を打つべきだと考へておられます。

○松平委員 零細企業に對して、金融上、税制上の一般的な措置を講じなければならぬといふことはよくわかります。しかしながら、私が今申し上げておるのは、その中でも特に法律に明示してある、法律にそういう優遇措置を講じなければならぬといふことは——講じなければならぬといふことは、一種の義務でないかと思つておられる。そういう明示してあるものについては、特に私は一般的なものよりも優先して考慮しなければならぬと思つておられますが、大臣のお考えは、今の答弁によりまして、一般的なものに何でも歩調を合わせるのだ、こういうふうに出て受けるのですが、優先して考へるといふお考えはないのですか。

○池田内務大臣 税制の問題は金融の問題とは違ひまして、なかなかやつかない、いわゆる均衡という本則がございまして、しかもその小組合というものが、これはうらはらになります。非常なウェイトとして、全国にそういうものがたくさんある場合におきましてはあれでございまして、お話の通りこの規定がございまして、十くらいの程度のもので、特にこのことはなかなか均衡上むずかしいのじゃないか、しかし、税制上特別の措置を講ずればそれが多くなるのだ、こういう議論も私はもちろん承認します。その点は考へます。結果においてどの程度出るかといふ問題につきては、やはり實際を見ながら、うらはらでいくよりはかにないのじゃないかと思つておられます。

○松平委員 その点はあまり追及はいたしません。これは當時におきまして、税制の均等化と申しますか、そういう考へ方に立ちまして、組合自体に對して税法上の特典を与えるといふのじゃなくして、組合員もしくは組合員と同じような境遇にある零細企業者に対して、税制上の特典を与えるのだ、對して、税制上の特典を与えるのだ、こういうふうなわれわれも理解してゐるわけでありまして、従つてそれは追及いたしません。この点は、しかし小組合が、なぜできないのだといふことをやはり考へられて、このものもその優遇措置といふものを講じられていくように私は要望いたします。

それから、もう一つ伺いたいのは、小組合といふものがだんだん大きくなつてきますと、事業協同組合になるわけでありまして、小組合が大きくなつて事業協同組合になるといふ手続關係

といふものが、この法律にはございせん。従つて、小組合から事業協同組合に移るには、小組合を解散して、その上から事業協同組合と改定して、その上から事業協同組合といふものを設立しなければならぬ、こういうことになつておるわけでありまして。私は、これはやはり一貫性がない、こういうふうな考へられまして、解散をせずに、事業協同組合に小組合から移つていく、こういう行き方をしなければいかぬと思つておられます。その点に對して、政府はどういふふうにお考へになつておるか、これはもちろん議員提案でありますけれども、現在は法律は政府で執行しておつて、どうしたら便利がいいかといふことは、お考へにならなければならぬわけであるけれども、この点を私どもは改正しなければならぬと思つておられます。が、どういふふうにお考へですか。

○内田(常)政府委員 私は當時御承知のように商工委員をしておりまして、この法律案に關係しておりましたが、わが党と社会党と妥協した結果、こういうものができたことは御承知の通りであります。その際、私どもの理解では、事業協同小組合が成長して、今おっしゃるやうに、事業協同組合といふものになるという考へたものではなかつた、事業協同組合が作れないやうな、また事業協同組合の組合員に単独ではなれないやうな零細企業者が集まつて、事業協同小組合を作つて、その小組合が事業協同組合の組合員としての資格を得るやうな場合を想定してできたといふ記憶はいたしております。

でありますから、事業協同小組合の人々が力がついて、もう小組合でなくとも、堂々と自分たちは単独の事業協

同組合を作ればよいということになりますれば、それは移りいく規定は御説のやうにないと思つておられます。その点は當時想定した問題と別個の問題であつて、趣旨は私が述べたやうな趣旨でできたと思つておられます。今回の法律改正におきまして、今までは小組合は事業協同組合のメンバーとして觀念しておつたから、従つて共同設備資金といふものも出さなかつたものを、それを一般の事業協同組合と同じやうに共同資金を出すやうな形にして優遇していこうといふところに、今度の改正の趣旨を私は結びつけておるわけでありまして。

○松平委員 そういう趣旨もありませんけれども、實際問題として、子組合のメンバーは御承知のやうに、八条の二に規定してあります通りに、たとえば鉱工業に於ては五人以下だとか、商業に於ては二人以下といふふうの規定してあります。しかし、それが大きくなりまして、やはり六人、七人、八人、十人といふふうに従業員が多くなつていくことは当然だと思つておられます。そういう場合には、法律の建前からいへば、これは小組合としての資格を喪失するといふことになる。そういうことになると、それは今あなたの言つたやうな小組合は小組合だといふて、いつまでも金縛りに縛つておくと、いつまでも金縛りに縛つておくと、従業員が多くなつてきた場合には、ほかの形態に移つていくやうなことをしなければ、法律違反になつてしまふ。私はそういうことを言つてゐるわけではあります。

○内田(常)政府委員 現在御承知のやうに、事業協同小組合といふものは十

ありますが、特に池田さんは税制上の権威者でございますから、あなたは通産大臣として、国務大臣として、小組合に対して税制上の措置をしようと考えておられるか、あるいはすべからざ

るものだと考えられるか、こういう点を
をはっきりしていただきたいと思いま
す。

もう一つは、先ほど、税制調査会に
諮問をしてその結果を待つのだという
お話でありましたが、どうもここで聞
いておきますと、おさなりの御答弁の
ように思ふのでありますが、もしそう
いうお気持ちならば、どういふふうな具
体的な措置を今までとってこられた
か、あるいはこれから税制調査会に対
して、何らかの改善の措置を求められ
るか、こういう点について大臣のお考
えをお聞きしたいと考えるのでありま
す。

○池田国務大臣 租税制というものは
できるだけ簡素にして、そしてまあ
財源の許す限り減税していくというこ
とは、これはもう基本でございまし
て、私は戦後財政の衡に当りましたと
きは、まず第一に何よりも減税とい
うことを先に考えてきたのでございま
す。そして、減税をするのは、できる
だけ小額所得者の減税を先にする、こ
れでやってきておるわけであります。
基本的に減税に対してどういふ考え方
かという御質問ならば、政治のうちで
減税が一番いい政治だ、こう考えてお
ります。しかも、その場合には小所得
者の方をまず考える、大衆をまず考え
る、こういう気持ちでいっております。
従いまして、おさなりの答弁でなしに、
私は税制調査会の答申ができる前にも
委員に働きかけることも必要だと思っ
ております。出ましても、これは単なる
考え方でございます。政治としては、
やはり閣議のときにはそういう気
持で発言するつもりでおります。

○北條委員 お話はわかりましたが、

特に私どもがきょうの委員会に通産大
臣に御出席を願いました趣旨は、小組
合に対する税制上の措置をぜひ実現さ
せよう、こういう考えであることとを、
この際特に強く認識していただきた
い、こういうことを申し上げまして、
私の質問を終わります。

○中村委員長 他に質疑はございま
せんか。——他に質疑はないようであ
りますから、両案に対する質疑は終局
いたしましたものと認めます。

○中村委員長 引き続き両案について
討論に入るわけでありますが、討論
の通告がありませんので、直ちに両案
を一括して採決したいと存じます
が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○中村委員長 御異議なしと認め、中
小企業信用保険公庫法の一部を改正す
る法律案及び中小企業振興資金助成法
の一部を改正する法律案を一括して採
決いたします。

〔賛成者起立〕
○中村委員長 起立総員。よって両案
はいずれも原案の通り可決すべきもの
と決しました。

お諮りいたします。ただいま可決い
たしました両法案に対する委員会報告
書の作成につきましては、委員長に御
一任願いたいと存じます。御異議
ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○中村委員長 御異議なしと認め、さ
よう決定いたします。

○中村委員長 次に通産産業の基本施
策に関する件及び経済総合計画に関す
る件について調査を進めます。

質疑の通告があります。順次これを
許します。高橋清一郎君。

○高橋(清)委員 地盤沈下の問題で
ございまして、全国各地におきまして、
これは大阪、尼崎ばかりじゃございま
せん。新潟、東京、名古屋等の工業地
帯に発生いたしまして、肝心の産業立
地の基盤確立の上からゆゆしい問題と
して大きく取り上げられるに至ったこ
とは御承知の通りであります。そのう
ち特に新潟でございまして、その沈下
速度はきわめて激甚であります。その
ために産業はもう壊滅的一步手前であ
るという状況でございまして、従いまし
て、これに対し早急かつ適確な対策が
必要であると痛感されておることも、
これまた事実であります。私はこうし
た観点に立ちまして、通産大臣はお忙
しいようでありまして、あとで関係
局長さん、政務次官の方にお尋ねをさ
せていただきますが、まず通産大臣か
ら特に次の各項につきましてお答え願
いたいと思ふのであります。それは地
盤沈下に影響があるとされておる水溶
性ガスを規制した場合でございま
す。御存じでございまして、最近
新潟県各地におきまして構造性ガスと
いふのが噴出しかかっておるのであり
ます。この水溶性ガスにかかわるもの
として構造性ガスに切りかえまるとこ
ろの転換策でございまして、この転換
策こそ、一方におきまして地盤沈下の
心配されております状況を防止し、
他面産業を育成するという意味におき
まして最も賢明な方法であると考え
るのであります。これにつきましての大

臣の御見解を承りたいということであ
ります。またこの転換策を通産省のガ
ス行政に関する行政指導の基本的な方
針であると理解して差しつかえないも
のかどうかということでありまして、ま
ずこの点を承りたい。

○池田国務大臣 お話しの通り、最近
全国的に地盤沈下の問題がクローズ・
アップいたしまして、これが対策につ
きましていろいろ苦慮、あるいはいろいろ
の措置を講じておるのでありますが、
お話しの新潟地区の地盤沈下は、水溶
性ガスの採取が大きな原因の一つとし
て考えられておるのであります。従
いまして昨年の春、秋二回にわたしまし
て水溶性ガスの採取規制をいたしまし
て、二十一万立方メートルの規制をいた
したわけであります。しこうしてその規
制したことによって地盤沈下がどのく
らい緩和されたか今試験中でございま
す。しかし新潟地区におきましてガスの
採取は、新潟県の工業の基幹をなすも
のであります。水溶性ガスを規制して
そのままに放っておいたら、お話し
の通り新潟県の工業は危殆に瀕するわ
けであります。またタウン・ガスの問
題もございまして、われわれとい
しましては、この水溶性ガスにかかわ
るべきお話しは構造性ガス、あるいはま
た深いところのあまり水を持たないガ
スの採取といふことを考えまして、先
般来構造性ガスにつきましては三本、
あまり水を含まない深層のガス採取が
一本成功いたしました。今後構造性ガ
スあるいは深部の水をあまり伴わない
ガスの開発に力を入れていきたい、こ
ういふ気持ちでおります。しこうして、
今までは水溶性ガスにつきましては、
法律によりまして補助金等を出すこと

にしておりますが、今度構造性ガスに
つきましては、水溶性ガスと同様、あ
るいはそれ以上の補助、奨励をしてい
きたい。また地域的に構造性ガスは必
ずしも新潟市付近ではない。新潟より
遠いところのようでもございまして、
これにつきましてはガス管、輸送管そ
の他につきましても考えていきたい、
こういうことで実際の仕事を奨励する
と同時に、金融面につきましても今後
力を入れていきたいという考えでおり
ます。

○高橋(清)委員 親心のお示しある程
度わかったわけでございまして、この
地元におきましても水溶性ガスから構
造性ガスに転換され、通産省もその指
導方針におそく変わっていかれるに
違いないということを期待しておるわ
けなんでしょうが、その場合におき
ましても採鉱に對しまして何らかの助
成が必要であるわけでございまして、こ
の点につきましてももう少し具体的に申
しますか、またこの助成をいたしま
すこと自体が転換を容易ならしめるとい
うふうに、私どもは考えておるわけ
でございます。これに對しまして通産省
のお考えというわけでございまして。

続きまして各地にたいし申しまし
たように構造性ガスが出てきます場合
であります。この需給を調整するた
めにパイプ・ラインで輸送するとい
うことが必要と思ふのであります。こ
のパイプ・ライン輸送というものを通産
省といたしましてその必要を認めるか
どうかという点についてお尋ね申し
上げさせていただきますが、認めると
いたしますならば、これに助成いたし
ますことを適当とお考えであるかど
うか。さらにその場合であります、鉱

区権者自身の責任で行ないますかどう
うか、あるいは鉱区権者以外の公共性
を加味したる組織で行ないますも
のかどうか、いずれが妥当であるとい
うふうにお考えでございますかという
ことを伺います。

○池田国務大臣 ガス採取につきまし
ての補助金は、従来は石油だけであつ
たのでございますが、昭和二十七年か
二十八年から、ガスに対してもやっ
ておる。しかもそれは先ほど申し上げ
ました水溶性ガスを対象としておつた
のでございます。構造性ガスにも今度
補助金を出すようにする、三十五年
度につきましては二千七百六十万円の予
算を組んでおる次第でございます。

第二の輸送管の問題でございます
が、これはやはり原則としては企業体
が自分でやるべきだと考えます。しか
しその場合におきましても通産省が構
造性ガスの奨励をしております関係
上、金融その他につきましても十分あ
つての労をとりたいという考えでござ
います。

○高橋(清)委員 昭和三十五年、今
年度予算でございますが、地盤沈下関
係の各種目にわたります総合計が二十
億という金額の内定を見たということ
は御存じの通りであります。しかし
ながら新潟といたしまして財政上の負
担が非常に困難なのでございます。従
いましてにわかにはどうしてもこの点
だけは——さくばらんない方をいた
しますけれども、県内出身の社会党と
いわず、自民党といわず、あけて協力
してもらわなければならぬことはいわ
ゆる高率補助である。高率補助の実現
を期さぬことには予算面の変調を来
さなければならぬ、こういうふうなこ

とが世論として盛り上がりつつありま
すことは御存じのことであらうと思わ
れるのであります。従いましてこの点
でございますが、閣内の実力者と自他
ともに認めておられます大臣でござ
います。親心のお示しでございますが、
ぜひその点の御協力方につきまして御
熱意を御披露願えますものかどうかと
いうことにつきましても、とりあえず
お尋ね申し上げるわけでございます。

○池田国務大臣 地盤沈下の問題そう
してまた工業用水の問題、いろいろ要
望を聞いております。たとえば工業用
水の問題にしまして、たとえば工業用
水と比べ、片一方は非常に財政
不利益の尼崎市は市でございます。大
阪市の方は非常に財政豊か、こういう
ところに差をつけたらどうか。ことに
新潟につきましても一般の沈下のみな
らず天然ガス採取のためのあれ、特別
のいわゆる補助率をきめたらどうかと
いうことが、予算折衝中に話題にな
つたというのを聞いております。結果
はまだ聞いておりません。私はやはり
原則としてはその地方の状況、財政負
担の状況がある程度考えていくべきで
はないかという個人的な気持は持つて
おります。何と申しましても所管が違
いますので、今私の個人的気持だけを
申し上げます。御了承を得たいと思
います。

○高橋(清)委員 構造性ガスが開始
されたというところが起因となりまし
てにわかには今までの暗い面から明るい
業誘致という点についての関心が高ま
りつつあります。これは御存じである
と思われぬのであります。それにいた
して、やはり構造性ガスというの

が期待されるわけでございまして、こ
れに対する通産省の助成策はどうであ
らうというところは、再度重複した質問
になるかもしれないのでありますが、非
常に高い関心事となつておるわけでござ
います。何らかの親心を示していただ
くならば、どんな新しい工場の誘致がは
かられるという段階でございまして、こ
うことをお認め願いたいと思つたのであ
ります。これがひいては既存の産業に
も非常な影響をもたらすわけでござ
います。ガス産業はもちろんでござい
ます。明るく今年度、黄金の年というこ
とは新潟からこのことに関連して言
われることであらうと思つたわけでござ
います。それについてまた金
融についての親心は出そうというおほし
めしはございまして、いさ
しく一歩前進した形におきまします助成
策を今後いろいろ御検討を賜りまし
て、ぜひお願い申し上げます。このこ
とを大臣に申し上げたというこ
えさしていただきまして、大臣につ
いては私の質問を終わらせていただき
たいと思つた。引き続いてまたお願い
いたします。

○中村委員長 櫻井奎夫君。
○櫻井委員 引き続き新潟の地盤沈
下について大臣に御質問を申し上げま
す。

先般の商工委員会でも実は最近の状
況について御質問を申し上げておるわ
けであります。そこで今高橋議員の
質疑に対しての大臣の答弁について私
少し納得のいかない点がある。そのこ
とは天然ガスの問題が、これは新潟県
の非常に重要な産業であつて、これが
消長ということは新潟県の産業の消長
にかかわる、こういう大臣のお話でござ

います。が、しかしこれは非常に大
臣が視野を狭くして考えておるのじや
ないか、この天然ガスの問題は実は新
潟県だけの問題ではないわけであ
ります。十分御承知のこととは思つたのであ
ります。今日世界のエネルギー資源
というものを言いますと、石油に石油が
かわる、石油はさらにガスに転換され
つつある状況であります。特に最近三
十三年度における各国の天然ガスの使
用量を見ますと、アメリカは一年間に
二百億立方メートル、ソ連は三百億
立方メートル、イタリヤは五十億立方
メートル、フランスは十二億、日本は
わずか三億というふうな、しかもア
メリカのときは最も石油及びガスの
開発が進んでおるわけでありまして、
アメリカの一九五七年度のエネルギー
の消費を見ますと、石油は四一%、石
炭は二七%、水力が六%であり、天然
ガスは二六%、実に石炭に迫つておる
消費量を持つております。このことは
今日世界の趨勢としてエネルギー資源
が大幅に転換しつつある、こういうふ
うに私も理解するわけでございま
す。従つて日本の天然ガスの最も大き
な産地である新潟県のガスの開発とい
うことは、実は日本のガス産業の消長
をかけた一つのテスト・ケースだとい
うふうに私もこれを把握しておる
わけでありまして。試みに昨年十二月中
に新潟で生産したところの天然ガスは
一日平均百万立方メートル、これはフ
リー・ガスが四十万であり、水溶性が
六十万立方メートルで、実に全国の六
割から七割を占めておる量でありま
す。ここでこういう大きなガスを採取
することによって地盤が沈下するとい
う問題が起きておるのであります。こ

ら、これを抜本的に解決しないこと
には、日本の将来の天然ガスの産業をど
のように育成するかということが、非
常にここに問題となつてくると思つた
のであります。

そこで非常に日本と似ておるのが、
御承知の通りイタリヤにこういう事件
が起きております。イタリヤはポー
川の流域、これは非常に信濃川、阿賀
川の地層と似ております。このポー
川の、ミラノを中心としたロンバル
平原におけるガスの採取が、大体日本
と同じように発足したわけでありま
す。最初はやはり水溶性ガスの採取を
やつておりました。ところが、今日こ
こでは日産二千万立方メートルのガス
を採取しておりますが、その実に九
五%は構造性ガス、フリー・ガスであり
ます。水溶性ガスはわずか五%にすぎ
ない。こういうことで、イタリヤはい
ち早く水溶性ガスの採取に伴う地盤沈下
という問題を解決して、今日は大きく
フリー・ガスに転換しておる。こう
いう中で日本がやはり将来これと同じ
方向をとらなければ、ガス産業の育成強
化はできないのじやないか。こういう
面で今大臣の、大体のガス産業に対
する方針というものを御聞きいたした
わけでありまして、そういう基本的方針
で、これはいつからやられるのか、私
どももつと明瞭に、具体的に御聞き
たいわけでありまして。

そこで私はつと問題をしぼりまし
て、今日新潟の問題について、御承知
の通り去年の二月と九月に、二回にわ
たつて規制をいたした。二月は自
主的規制であり、九月は大臣の勧告
という形で、大臣の責任において規制を
しておられるわけでありまして、この

規制の根拠となつた法的背景は何であるか。実は私がこれを聞くのは、今日鉱業法とか鉱山保安法がありますが、この法律はいずれも石炭を対象にして立法された法律であつて、石油、ガスというものは非常に抜け道がある。そのために、そういうガスというものの対する通産省の法的見解といったものを明らかにしていかないと、ただ漫然と、将来こうするというようなことでは問題の核心に触れない。そこで私は、大臣の今日なされておる二十万トンのがス規制という勧告は、一体どのような法的根拠を持ってやっておられるのか、この点をお伺いしたいのです。

○池田国務大臣 お話の通り、水溶性ガスは今や日本とイタリアくらいのもので、世界各国のガスというものは構造性ガスが九五%、こういうことでございませう。日本では構造性ガスの探鉱その他が、今まで手不足だったので、今後は先ほど申し上げましたごとく構造性ガスにつきまして力を入れて、今盛んにやっておる次第でございます。相当有望と私は考えております。

なお第二点の、新潟の昨秋に行なひました規制は、私はこれは業者へ勧告したのでございませう。別に法第何条ということじゃない。お話の通り鉱業法その他は石炭を主体にしておりまして、なかなかはっきりしないところがある、しかもまたこれが民間に与える損害、賠償の点等がありますので、今法律的な検討はいたしておりますが、しかしお話の通り石炭から石油、ガスという新しい分野が出てきましたので、今後新しい分野につきましては法的問題につきましては今検討を加

えておる次第であります。

○櫻井委員 大臣もお認めのように、今日の鉱業法あるいは鉱山保安法というものは、ガスを縛ることはできないわけでありませう。おそろくこの大臣の勧告というものは、鉱山保安法二十四条を背景にして、こういうものをうしろに置いて勧告されたと思う。通産大臣は鉱山保安法二十四条によつてそういう規制をすることが出来るわけですが、しかしこの法律を発動すると、あまりにもかどが立つから、まず勧告という形でなされたのだらう、従つて法的根拠はやはり鉱山保安法二十四条がうしろにある、こういうふうな理解しなれば、あなたは通産大臣だからといって、人の掘つておる一つの権利、そういうものを停止させることはできない、二十四条を背景にしておると思うのですが、それはどうですか。

○池田国務大臣 二十四条がすぐ適用になるかということにつきましては、先ほど申し上げたように大へん疑問がある。お話の、背景とはこれいかにいうことになりませう。だから私は二十四条ということとは申し上げず、とにかくこういう事態が発生しておる、一つ通産大臣としてはこう思うがというので勧告し、業者の考えでいったということでございます。しかしいつまでもこういうわけではいけませんから、やはり法の不備の点はこれをはつきりさせることが必要であると考えて検討しておる次第でございます。

○櫻井委員 そこで先ほどおっしゃつたように、これは無用の摩擦を避けるために勧告という形を出されたのであらうと私は思うので、やはりこの二十四条が根幹になっておるのです。あな

たの勧告の背景というものは、これが必要れば勧告ができない。そこでとにかく今二十万立方メートルを規制された結果、この前の委員会が私が申し上げましたように、データはもう時間がありませんから、もう一度繰返すこととはいたしません、十二月までの地質調査所及び運輸省で測定したところの詳細な結果を私は持つております。その結果では今日は、一昨年の一番沈下のひどかつた当時の、実におよそ五割ぐらい沈下の速度が落ちておる、こういうことは万人の認めるところで、そういうことは客観的事実に立つて考察しますならば、やはり昨年六月二十四日に出来た資料の中報告は、大體間違ひがなかったのだ、あれはやはりその裏づけとしてこういうものが一つのデータとして出ておる。やはり私は中間報告というものに今日權威を認めざるを得ないわけでありませう、そこで問題となつてくるのは、大臣が今ほどおっしゃつたように、この規制をいつまで続けるかという問題です。沈下の速度が鈍つたからといって、これを無限に続けていくということ、これは直ちに鉱業法の五十三条という問題にひつかつてくるわけですね。これはいづれにしても鉱山の減少ということとはこれは客観的事実です。あなたは勧告でとめさせておるとおっしゃつておられますけれども、業者の方にすれば鉱区を減少されておる、こういう事実が出てきておる、鉱山の減少に対しては五十三条の二によつて鉱業権者に対して国は補償しなければならぬ。五十三条の二は鉱区権の取り消しあるいは鉱山の減少に対する国の賠償責任というものを明瞭にうたい上げておるわけ

です。従つてこの二十万立方メートルの規制というものは一体いつまで続けるのか。続けていけばこういう五十三条の二というものが当然問題になつてくる。こういう非常に微妙な問題であつて、業者としてもこういう問題を当然いつてくるだらうと私は思う。これに対しては一体大臣は基本的にどういうふうな考へておるのか。規制したことによつて事実上沈下は鈍つておる。しかしこれはこの規制をさらに続けていくのか、現状のままに置くのか。あるいはこの規制を解除するのか、これは非常に微妙な段階にあると思うのだが、この五十三条の二との関連においてどのような見通しを持っておられるか、お伺いをいたしたい。

○池田国務大臣 お話のように、規制をいたしましてから規制地区内の坑井水位は非常に上昇してきて、地盤沈下が従来のような速度でいつてないことは認めております。しかしこの結果がはつきりするのじゃないかと思ひます。従ひまして、わが党といたしまして、新潟の地盤沈下につきまして特別の委員会を設けて検討いたしております。また他面、技術的に科学的に調査を進めておられますので、その調査の結果を見まして私は考えたいと思ひます。五月ごろには大體結果が出るという見込みでおります。

○櫻井委員 それでは、その調査の結果を見て、今まで通りの二十万立方メートルの規制を続けていくのか、あるいはその規制をさらに五十万立方メートル、六十万立方メートルという

ふうに拡大していくのか、あるいはこの規制を解除するのか、この三つの方法しかないわけですが、この態度決定をなさるということでございますか。

○池田国務大臣 大體そういうことでございませう。なおまた、先ほど来問題になりました構造性ガスの採取の状況見通し等もきまして、全般的に考えなければならぬ、他の地区、たとえば見附方面の構造性ガスの新発見等々、今後あの地方でのガスの採取見通し等を考えまして、規制などの一つ材料にいたしたいと考えております。

○櫻井委員 そこで起り得べき事態として、五十三条の二による業者の方からいふところの補償という問題が一つ残つております。それと今度は鉱業法百九条によるところの無過失賠償の問題、鉱業権者が損害を与えた者に対して賠償の責任を任ずるという問題がここに出てくる。従つて、このガスが原因だということになつてくると、今度は損害を受けた人は百九条によつて業者に対して無過失賠償の責を負わされる、こういう問題が生じてくる。これは、大臣も苦慮しておられると思うのですが、非常にめんどろな問題を内蔵しておるわけでありませう。従つて、ここで、この法律そのものが油やガスを育成しあるいは規制していくということについて非常に不備な法律でありますから、鉱業法及び鉱山保安法を抜本的に改正なさる意思があらうなるかどうか、この点を明瞭にしたいと思ひ

ます。○池田国務大臣 御承知の通り、鉱業法につきましては、先般来委員会を設けまして審議いたしておるのであります。その審議の結果によりまして考え

伴ってこのような被害が起きるといふことは予想されなかったに違いない。今日の科学技術をもつてしてはそういうことはわからない。従つてこの鉱区の設定というものは、やはり一種の錯誤であつたというふうに解釈なさるることによつて、これは変更することができ、あるいは停止することができ、わけでありますが、そのような見解をとられるならば、ここに補償という問題も起きてこないし、その間に先ほどおっしゃるように構造的ガス、フリー・ガスへの転換という措置も講ぜられるわけですが、この五十二条に対する通産当局の考え方は一体どうなんですか。

従つてこれではとても負担にたえない
ということ、補助率の引き上げとか
なにかいふことが非常に問題になつ
ておるわけであります。政府当局でも
これはいろいろ真剣に考えておられる
ようであります、常に意見が四分五
裂する。その原因はどこにあるかとい
うと沈下が続いておるじゃないか、沈
下が続いておつて、原因をとめないで
補助率を上げる、国の費用をたくさん
そういうものに投下する、こういうこ
とは矛盾ではないか。まず原因を究明
してその上でこの補助率を上げると
か、こういうことであるならば筋が通
るけれども、沈下が続いておつてそこ
に原因がある。そういう原因を排除す

○池田國務大臣　地盤沈下の問題につ
きましては、先ほどお話し申し上げま
したごとく、政府におきましてもまた
党の方におきましても特別委員会を設
けまして検討を続けておるのでござい
ます。なお、パイプ・ラインの問題に
つきましても、御承知の通り、構造性
ガスは最近非常に有望になって、今県
の方でもパイプ・ラインにつきまして
の検討を加えておるようであります
が、政府といたしましても、既存の産
業が将来構造性ガスにたよる分が多い
ので、パイプ・ラインというものは構
造性ガスの開発と同じウェイトで考え
ていかなければならぬと思っております。

○高橋(清)委員 この構造性ガスの採取は、地盤沈下に影響がないといわれているのでありますが、これを確認する意味におきまして、通産省の御見解を明らかにしていただきたいと思えます。

○福井府政委員 私どもの考え方を申し上げますと、ガスの採取が地盤沈下に関係があるのではないかといわれておりますのは水溶性ガスでございますので、水を伴っております、その水の大量のくみ上げが影響しておりますのではないかと、科学技術庁の資料があるわけであります、そういう見地から水をとらないように開発をしていったというのが、一つの疑念をかけられ

納得しないで、今盛んに別の角度からこれを調査する、こういう動きもあるわけですが、どうしてこの特別委員会というものは解散したのか。続けてこれを調査し報告をするという義務があったのではなからうか、これは科学技術庁長官にお聞きしたいと思うのでありますが、きょうは長官が見えていないので、資源局長にお尋ねするわけであります。

○黒沢説明員 ただいまの件につきましては、資源調査会におきましては、新潟地盤沈下調査特別委員会というのをやめました、地盤沈下そのものは相変わらずやっております。防災部会の中に地盤沈下小委員会というのを設け

まして、新潟だけでなく、東京、大阪、尼崎、川崎あるいは四日市というようなものと同列に扱ひまして、新潟のことも相変わらずやっております。

その防災部会地盤沈下小委員会という形になりましたから、おおむね一カ月に一回くらいの割合で新潟の記録が十分にこちらに参るよう組織ができてお

りまして、その地盤沈下小委員会の構成は、小委員長東京大学教授の萩原雄祐先生以下二十名ほどの委員を設けまして、防災部会の中でやっておりまして、それで新潟の特別委員会としては、新潟だけにつきまして大ぜいをいつまでも動員しておくと困ることは困難でございますので解散いたしました。が、ほかの区域と同様に取扱い。実際はやはり中心は新潟にありまして、新潟の記録の収集というのが一番大きなウエイトを占めておりますが、そういう工合で、解散したと申しますのは特別委員会だけが解散いたしましたので、資源調査会として相変わらずやっております。この資源調査会の方の全体として、今後は新潟の件をどうするかと申しますが、これは決して忘れておられるわけではございませんので、地盤沈下全般といたしまして東京なり大阪なり川崎なり尼崎なりということと同時に、資料をいろいろと収集いたしました。資料が集まり次第またそういう関係のところへはすぐに行き渡りますように、報告あるいは資料として提出するつもりでおります。

〇櫻井委員 そうすると調査を続けて、その結果は発表する、こういうこととありますが、どういう方面に発表なさるのか。

〇黒沢説明員 これまでにもずっと続けて参りました通り、資源調査会の報告あるいは資料というものは、科学技術庁長官に提出いたしまして、なお同時に御希望の方面にできるだけ行き渡りますように、大体予算の関係がございまして、非常にたくさんというわけには参りませんが、一応五百部ないし千部ぐらいの印刷の部数を予定してあります。

〇櫻井委員 昨年六月二十四日に中間報告が出たわけでありまして、その後の報告がまとまってくるか、あるいはまとまっていないか、それについてどうお考えですか。

〇黒沢説明員 資料の集まり次第というようにしてありますが、ただいままで観測井の記録はずっと続けております。それから水準測量でございまして、これはおおよそ三ヶ月に一回やっております。一番はつきりいたしましては不動点からつないできた水準測量でございまして、それが現在新潟地区で進行中でございまして、新潟地区で今三月末までにおおむね完了するということなことを聞いておりますが、その結果が整理されて出てきますのが、おおよそ五月でございまして、やはりそれを全部整理して出しますのは六月、昨年の六月に報告を出してありますので、やはり一年ぐらいかかるのではないかと申します。ことしの六月くらいには、新潟のみならずほかの方も見合せていかなければなりません。が、おおよそそのころではないかと申しております。

〇櫻井委員 小岩井鉱山保安局長にお尋ねします。ただいま大臣のお話で既成のものをどうするかという問題は、五月までの調査を待ったのちに、こういう御意向のようでありまして、今日あなたの方で集めておられるデータはいつまでのを集めておられるか。そして五月までのデータが集まったとして、その収集、整理をするのは大体いつごろになりますか、その見通しについて承りたい。

〇小岩井政府委員 私どもで観測した

してありますのは水位の観測と、それから収縮量であります。しかし地盤の沈下には最も信頼のできる数値は、やはり水準の測量の結果が一番信頼し得る数値であります。私の方では現在一月まで数値がまとまっております。しかし水位の観測数値と収縮量だけで沈下を批判することは私は少し無理ではないか。従いましてぜひともこの地理調査でやっております水準測量の結果がほしいわけでありまして、私の方では一月までそろっておりますが、地理調査の水準測量が、もう一週間ばかり前に始められておりますので、おそろくこれが三月一ぱいには完了の予定のようでありまして、従いまして、その後一ヶ月くらいでその精査を終わります。私はできるだけ急いでいたたくつもりでありますけれども、総合批判は五月の初めごろになるのじゃないか。私どもは私どもの観測なりで一応解析は進めておりますけれども、その数値だけで押し切るという自信は少しございませぬので、かねがね申し上げておりますように、ぜひとも水準測量の結果と兼ね合わせて総合批判をいたしたい、かように考えております。

〇櫻井委員 その水準測量との兼ね合

〇小岩井政府委員 ただいまのように水準測量が四月一ぱいかかるわけでありまして、従って、その結果をいただきまして五月早々、私の方は非常に早く観測がまとまらうので、五月当初くらいからさっそく解析にかかりまして、できるだけ早く、五月中ごろまでには解析を終了したいというふうに考えておりますが、測量を地理調査の方でやっております関係もあり、多少時間のずれもあるかとも思いますが、そうひどくおくれることはないのではないかと、かように考えております。従って、結論も、非常に重大な結論ではありますけれども、五月中にはどんなにおそろくとも出した。しかしこれは先ほどの大臣のお話のように、非常に重要な決断をするわけでありまして、従いまして、私どもかねがね申し上げておりますように、私ども自身としましては一カ年ぐらいのデータがほしいわけでありまして、刻々沈下を続けておるときに、一カ年間のデータを待たなければ結論が出ない、こういう御返事では誠意を疑われますので、はたして一般世間の十分な信頼を得られるかどうかは別にしまして、私どもとしては一年ぐらいの最小限度はほしいけれども、半年ぐらいのデータで一応解析を続けてみたい、かように考えておるわけでありまして。

〇櫻井委員 鉱山局長にちょっと伺いたいのですが、今お話のように、五月ごろにはデータが出るわけですが、このデータの出し方にかんしては非常に重大な展開、発展をさらに遂げるわけでありまして。そこでこの水溶性ガスというものは、先ほどしばしば話があったように今やっているのは日本だけなん

〇櫻井委員 それは非常に重大な点ですが、その構造性ガスに補助金をつけるといふ法律はいつごろ出されるのですか、政府の責任で今国会に出すのか出さぬのか、出すとすればいつごろになるか。

〇福井政府委員 現在御承知のよう

です。イタリアもほとんど五割ぐらいしか掘っていない。どうしてもやはり日本の天然ガスというものは、フリー・ガスの方に転換しなければならぬという宿命的な段階に参っている。そこでそういう水溶性を規制した場合に、直ちにそこに支障を来たさないように、フリー・ガスに転換していくという問題が一つ横にあるわけです。それに対して、大臣はそういうふうな大きな政策を持っておられるのだが、実際上あなたの方でどういうふうな指導しておられるのか、フリー・ガスへの転換に対する指導、この点について具体的に一つお示しを願いたい。

〇福井政府委員 天然ガスを採取いたしてあります会社の探鉱につきましては、私どもの方としましては、少なくとも新潟地区につきましては構造性ガスを掘るようには、また水溶性の場合でございまして非常に深層から掘れば、水の比率が非常に少ないのではないかと申す。さらに先ほど大臣から御説明申し上げたと思いますが、現在の天然ガスの補助金を出しております対象が、水溶性天然ガスに法律上制限されておりますが、今回ぜひそれを改めて、構造性天然ガスにも補助金を出し得るようになつて法律を直していただきたいというところで、現在準備をいたしております。

〇櫻井委員 それは非常に重大な点ですが、その構造性ガスに補助金をつけるといふ法律はいつごろ出されるのですか、政府の責任で今国会に出すのか出さぬのか、出すとすればいつごろになるか。

〇福井政府委員 現在御承知のよう

です。イタリアもほとんど五割ぐらいしか掘っていない。どうしてもやはり日本の天然ガスというものは、フリー・ガスの方に転換しなければならぬという宿命的な段階に参っている。そこでそういう水溶性を規制した場合に、直ちにそこに支障を来たさないように、フリー・ガスに転換していくという問題が一つ横にあるわけです。それに対して、大臣はそういうふうな大きな政策を持っておられるのだが、実際上あなたの方でどういうふうな指導しておられるのか、フリー・ガスへの転換に対する指導、この点について具体的に一つお示しを願いたい。

〇福井政府委員 天然ガスを採取いたしてあります会社の探鉱につきましては、私どもの方としましては、少なくとも新潟地区につきましては構造性ガスを掘るようには、また水溶性の場合でございまして非常に深層から掘れば、水の比率が非常に少ないのではないかと申す。さらに先ほど大臣から御説明申し上げたと思いますが、現在の天然ガスの補助金を出しております対象が、水溶性天然ガスに法律上制限されておりますが、今回ぜひそれを改めて、構造性天然ガスにも補助金を出し得るようになつて法律を直していただきたいというところで、現在準備をいたしております。

〇櫻井委員 それは非常に重大な点ですが、その構造性ガスに補助金をつけるといふ法律はいつごろ出されるのですか、政府の責任で今国会に出すのか出さぬのか、出すとすればいつごろになるか。

〇福井政府委員 現在御承知のよう

です。イタリアもほとんど五割ぐらいしか掘っていない。どうしてもやはり日本の天然ガスというものは、フリー・ガスの方に転換しなければならぬという宿命的な段階に参っている。そこでそういう水溶性を規制した場合に、直ちにそこに支障を来たさないように、フリー・ガスに転換していくという問題が一つ横にあるわけです。それに対して、大臣はそういうふうな大きな政策を持っておられるのだが、実際上あなたの方でどういうふうな指導しておられるのか、フリー・ガスへの転換に対する指導、この点について具体的に一つお示しを願いたい。

〇福井政府委員 天然ガスを採取いたしてあります会社の探鉱につきましては、私どもの方としましては、少なくとも新潟地区につきましては構造性ガスを掘るようには、また水溶性の場合でございまして非常に深層から掘れば、水の比率が非常に少ないのではないかと申す。さらに先ほど大臣から御説明申し上げたと思いますが、現在の天然ガスの補助金を出しております対象が、水溶性天然ガスに法律上制限されておりますが、今回ぜひそれを改めて、構造性天然ガスにも補助金を出し得るようになつて法律を直していただきたいというところで、現在準備をいたしております。

〇櫻井委員 それは非常に重大な点ですが、その構造性ガスに補助金をつけるといふ法律はいつごろ出されるのですか、政府の責任で今国会に出すのか出さぬのか、出すとすればいつごろになるか。

〇福井政府委員 現在御承知のよう

〇福井政府委員 現在御承知のよう

です。イタリアもほとんど五割ぐらいしか掘っていない。どうしてもやはり日本の天然ガスというものは、フリー・ガスの方に転換しなければならぬという宿命的な段階に参っている。そこでそういう水溶性を規制した場合に、直ちにそこに支障を来たさないように、フリー・ガスに転換していくという問題が一つ横にあるわけです。それに対して、大臣はそういうふうな大きな政策を持っておられるのだが、実際上あなたの方でどういうふうな指導しておられるのか、フリー・ガスへの転換に対する指導、この点について具体的に一つお示しを願いたい。

〇福井政府委員 天然ガスを採取いたしてあります会社の探鉱につきましては、私どもの方としましては、少なくとも新潟地区につきましては構造性ガスを掘るようには、また水溶性の場合でございまして非常に深層から掘れば、水の比率が非常に少ないのではないかと申す。さらに先ほど大臣から御説明申し上げたと思いますが、現在の天然ガスの補助金を出しております対象が、水溶性天然ガスに法律上制限されておりますが、今回ぜひそれを改めて、構造性天然ガスにも補助金を出し得るようになつて法律を直していただきたいというところで、現在準備をいたしております。

〇櫻井委員 それは非常に重大な点ですが、その構造性ガスに補助金をつけるといふ法律はいつごろ出されるのですか、政府の責任で今国会に出すのか出さぬのか、出すとすればいつごろになるか。

〇福井政府委員 現在御承知のよう

あの法律がございまして、この修正に相なるわけでございしますが、今国会に出したいということで現在研究を急いでおります。

○櫻井委員　そこで、その法律が出た場合、法律だけでは何の役もしないと思う。それに裏づけとなるところの補助金、構造性ガスを掘るための補助金、こういうものがなければ法律だけではできておつても、実際は動かない。従つて補助の額を一体どれくらい予定しておられるのか、今年度の予算の中に入っているのか、入ってないとすれば、法律だけ出してごまかそうとするのか、この法律が通つたあとに補正なり何なりで、転換に値するだけの十分の金額をつける、こういうお考えであるのかどうか、はつきり御答弁をお願いしたい。

○福井政府委員　御承知のように天然ガスの試掘につきまして補助金を年々出しておりますが、三十五年度の予算におきまして約二千七百万円計上いたしております。この運用によりまして構造性天然ガスに出していく、こういうことに相なるかと思ひます。

○櫻井委員　それは全く熱意のない御答弁で、二千七百万円というのは水溶性ガスの探鉱の補助金でしょう。今度新たに法改正をして構造性フリー・ガスの探鉱に広げるといふわけでしよう。そのときに二千七百万円くらいは補助金では実際の運用もできません。今日一本掘るのに三千万円かかります。深掘りのG5層のところを五、六百メートル掘るのに一千万円くらいはかかる。一本掘るのに一千万円かかるのに、それを助成するからといって、二千万円くらいの補助金をつけて

これを助成してやっていると、こういう考え方は何も実際の問題を解決することに相ならない。法律だけを改正してその裏づけとなる予算というものは何もつけてない、こういうことだから、いつまでも地元がもたもたして解決に前進しない。法を改正して構造性ガスを開発するために助成するということになるならば、助成金として一億くらい予算をつけたらどうですか。そのくらいなければ転換できません。一つ御意見を承りたい。

○福井政府委員　予算の額につきましては、先生御指摘のように私も原局におりますもの立場として、全くそういうふうな考へておるわけでありまして、ただ本年度は、私もまだいまいお説のような見地から大いに努力して参つたわけでございしますけれども、予算の額に縛られて二千七百万円程度になった、こういうことでございまして、さらに来年度大いに獲得に努力いたしたい、かように考へております。

○櫻井委員　先ほど大臣の答弁を聞きまして、行く行くは水溶性ガスをフリー・ガスに振りかえるのだ、それからパイプ・ラインもつけるのだ、全くりっぱなことをおっしゃるけれども、何も実行されていないのです。口先だけなんです。あなたの今の答弁を見てもフリー・ガスにかえるといふことだけはおっしゃるけれども、何らその裏づけとなるものはないのです。大臣もああいふことを言っておられるが、しからばどういふふう具体的にこれこつち持つてくるパイプ・ラインを設置するか、そういう具体的な裏づけ

も何もない。そこにこの問題が今日解決していない大きな原因があるわけですね。しかも私はこの問題を新潟地区だけに限つて言っているわけではなく、今日の日本のガス産業をどうするかという、これは一つのテスト・ケースなんです。そういう立場に立つたならば、しかも将来を約束されている石油資源を凌駕していこうとする天然ガスの開発、実に無尽蔵に、推定埋蔵量は今日憶測することはできないといわれている。そういうものを日本の国土の資源開発という面から、通産行政の総合的な立場から、あなた方はもっと熱意を持って開発していかなければならぬと思う。ところが構造性に切りかえまして、けれども、法を改正します、その裏づけとなるものは一本の井戸を掘るにも足らぬ予算をつけて、これでもってやっていくのだ、こういうことでは納得するはずがない。もう少しあなた方は大臣のおっしゃることを首肯するといふ立場に立つたならば、もっと努力をなさつてしかるべきだ。そういうところ

に今日のこの問題のほやけたところがあるのであつて、局長さんたちが一番の第一線に立つておられるわけですが、あなたの方の熱意いかんというものが、今日の問題解決の焦点でしょう。

そこで、もう一点お伺いしたいのですが、ただいまの二千何百万円の予算の中でやっていきたいということになると、水溶性に対する補助は打ち切つて、今度はフリー・ガスの方に向ける、こういうことですか。それとも水溶性ガスとフリー・ガスと両方とも補助を出す、こういうわけですか。

○福井政府委員　補助金の対象は構造性、水溶性ともに入っております。御承知のように、ほかの地区でも水溶性のガスもやっておりますところもございしますので、今後またそういう地点につきましては、対象になり得るものも出てくると思ひますが、新潟地区につきましては、私も構造性ガスを中心にしてぜひ考へたい、かように考へております。

それから先ほどお話がありました点につきまして、ちょっと補足させていだだきたいと思ひますのは、構造性ガスの開発につきまして、補助金の問題に申し上げましたのが、私どもの考え方としては、もちろんこの開発を促進するといふ意味で、たとえば新潟地区でございしますれば、北海道東北開発公庫の融資対象になるようなものにつきましては、できるだけここから融資をしていただくといふことで進んでおりますし、大きいものになりますと、新潟の融資の対象になるものも出てくる、かように考へております。

○櫻井委員　大体わかりました。そこで事態は非常に急を要しているわけですが、先ほど山保安局長が言われるように、五月、六月が一つの山だ、そういうときにこれはやはり転換が可能なる態勢にならなければいけない。そのためにはやはり構造性ガスの探鉱、採掘、こういうものに重点を切りかえなければならぬ時期に来ている。これは新潟だけでない。日本の天然ガスの資源というものは、構造性に移行しなければ世界の進歩に追いついていけない。そういう点から見ても、この六月を契機としておそろく水溶性ガスは規制されると思う。そうしなければ日本はガス産業において落後していきま

す。そういう意味からも、また地元における摩擦を避ける意味からもいつても構造性に転換できる、こういう態勢をとることが最も望ましい。そのためにはあなたがおっしゃる通りに、補助金はわずかに二千何百万円しかついでない。それを打開する道としては、やはりそういう構造性ガスの転換、探鉱、採掘に対する大幅な国の金融の融資あつせん、こういうものが大きくこの状態を転換させる要素になるので、あなた方鉱山局あたりは、一つそういうのにもっと熱意を持って、構造性ガスに将来転換していく、混乱を起こさない、そういう点に、さらに一段の努力を要望いたして質問を終わります。

○中村委員長　本日はこの程度にとどめ、次会は公報をもってお知らせすることとし、これにて散会いたします。
午前十一時五十五分散会

〔参照〕
中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第二九号）
中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案（内閣提出第三〇号）
に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十五年二月十九日印刷

昭和三十五年二月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局